

令和元年9月24日
文教委員会資料
学 務 課

第86号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正にあわせて本区条例における補償内容等の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 介護補償の限度額を政令に定める介護補償の限度額に準じて改正する。
(第11条関係)

- ア 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
105,290円 → 165,150円
- イ 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
57,190円 → 70,790円
- ウ 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
52,650円 → 82,580円
- エ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
28,600円 → 35,400円

3 新旧対象表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第10条（省略）</p> <p>（介護補償）</p> <p>第11条（省略）</p> <p>（第1号省略）</p> <p>（2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同条第7項に規定する<u>生活介護</u>（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。</p> <p>（第3号省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>（1） 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万5,150円</u>を超えるときは、<u>16万5,150円</u>）</p> <p>（2） 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万790円</u>以下である場合に限る。）。 <u>7万790円</u></p> <p>（3） 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要す</p>	<p>第1条から第10条（省略）</p> <p>（介護補償）</p> <p>第11条（省略）</p> <p>（第1号省略）</p> <p>（2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同条第7項に規定する<u>生活介護</u>（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。</p> <p>（第3号省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>（1） 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>10万5,290円</u>を超えるときは、<u>10万5,290円</u>）</p> <p>（2） 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万7,190円</u>以下である場合に限る。）。 <u>5万7,190円</u></p> <p>（3） 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要す</p>

新	旧
<p>る費用として支出された額（その額が<u>8万2,580円</u>を超えるときは、<u>8万2,580円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>3万5,400円</u>以下であるときに限る。）。 <u>3万5,400円</u></p> <p>第12条から第29条まで（省略）</p> <p>別表 補償基礎額表（第3条関係） （表の部分省略） 備考 （第1号省略） 2 （省略） (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）もしくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学または旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した<u>（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後実地修練を経た者 1年 (2)から(5)まで省略 (第3号および第4号省略)</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>この条例による改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第2項の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が</u></p>	<p>る費用として支出された額（その額が<u>5万2,650円</u>を超えるときは、<u>5万2,650円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,600円</u>以下であるときに限る。）。 <u>2万8,600円</u></p> <p>第12条から第29条まで（省略）</p> <p>別表 補償基礎額表（第3条関係） （表の部分省略） 備考 （第1号省略） 2 （省略） (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）もしくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学または旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した<u>後実地修練を経た者 1年</u> (2)から(5)まで省略 (第3号および第4号省略)</p>

新	旧
<p>生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 <u>適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後の条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。</u></p>	